第２回地域別定例研修

～一部執行猶予に係る事例研修～

日　　時　　令和元年９月２０日（金）　午後１時３０分より

場　　所　　東灘区役所　４階会議室

【刑の一部執行猶予制度】平成２８年版 犯罪白書 第２編/第１章/6

平成 25 年６月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成 25 年法律第 50 号）により，刑の一部執行猶予制度が新設され，28 年６月から施行されている。刑の一部執行猶予制度の概要は，2-1-2 図のとおりである。

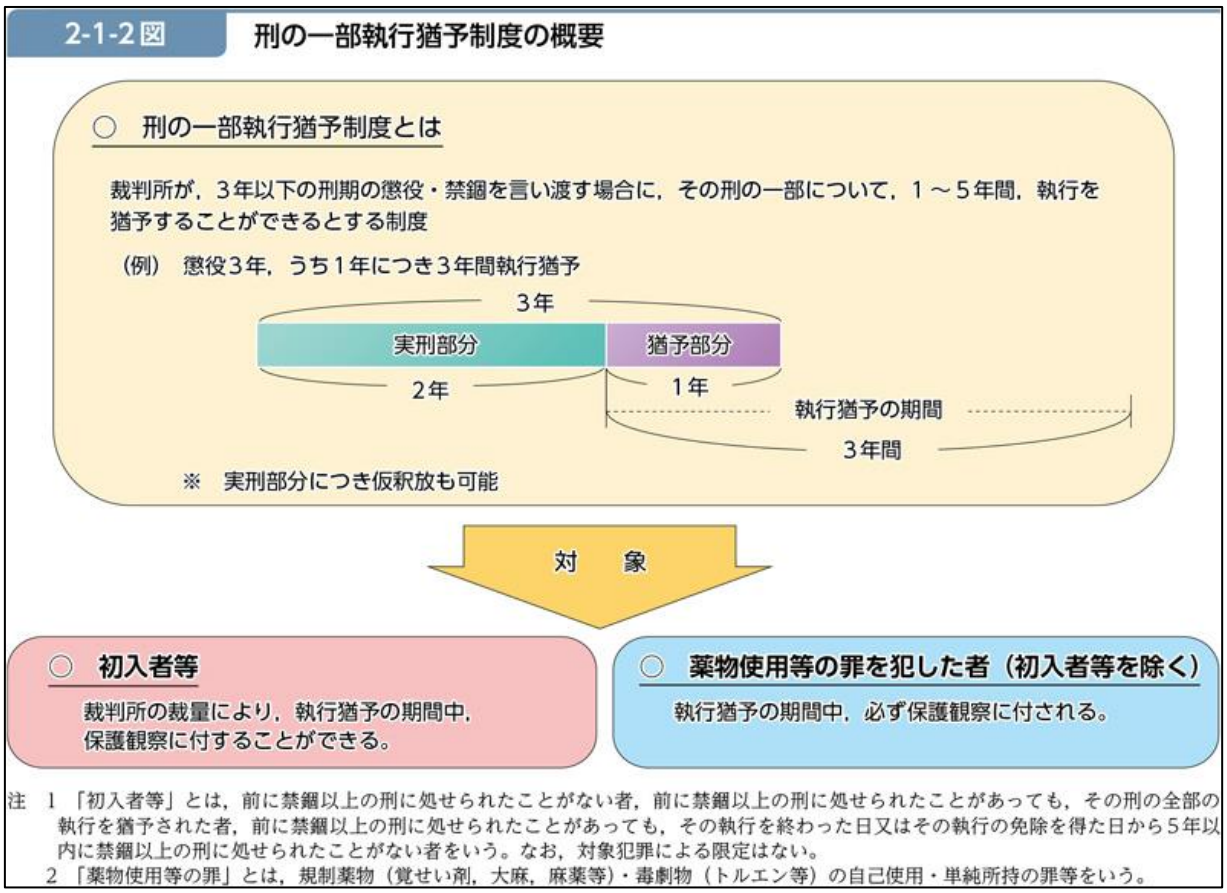

刑の一部執行猶予制度の導入により，裁判所は，前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から５年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等に対し，３年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に，犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して，再び犯罪をすることを防ぐために必要であり，かつ，相当であると認められるときは，１年以上５年以下の期間，その刑の一部の執行を猶予することができるようになった（その猶予の期間中，保護観察に付することができる。）。また，薬物使用等の罪を犯した者に対しては，禁錮以上の刑の執行終了日から５年以内の場合であっても，裁判所は，犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して，刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが，再び犯罪をすることを防ぐために必要であり，かつ，相当であると認められるときは，薬物使用等の罪等について言い渡す３年以下の懲役又は禁錮の刑の一部の執行を猶予することができるようになった（この場合，その猶予の期間中，保護観察に付さなければならない。）。